

令和 6 年版

埼玉県労働委員会年報

埼玉県労働委員会

目 次

第1章 概 説	1
第1節 権限及び組織	1
1 権限	1
2 組織	1
(1) 委員	2
(2) あっせん員候補者	2
(3) 個別的労使紛争あっせん員候補者	3
(4) 事務局	3
第2節 労働委員会の運営	9
1 労働委員会の会務	9
2 労働委員会の会議	9
3 労働組合の資格審査	9
4 不当労働行為の審査	9
5 地公労法第5条第2項の認定・告示	10
6 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）	10
7 事件担当職員の指名等	10
第3節 会 議	11
1 埼玉県労働委員会の会議	11
(1) 総会	11
(2) 公益委員会議	11
2 各種連絡会議	11
(1) 全国労働委員会連絡協議会総会	11
(2) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議	11
(3) 全国労働委員会会長連絡会議	12
(4) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会	12
(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議	12
(6) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議	12
(7) 全国労働委員会事務局長連絡会議	12
(8) 14都道府県公益委員会議	12
(9) 14都道府県使用者委員会議	12
(10) 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議	13
第2章 労働組合の資格審査	14
第3章 不当労働行為事件の審査	17
第1節 概 況	17
1 取扱件数の状況	17

2	新規申立ての状況	17
3	終結の状況	22
4	審査の状況	23
5	不服の申立ての状況	25
6	審査の実効確保の措置に係る取扱状況	27
7	審査の期間の目標達成状況	27
(1)	審査の期間の目標	27
(2)	目標達成状況	27
8	証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況	27
第2節	不当労働行為事件の概要	28
第4章	行政訴訟事件	36
第5章	地公労法第5条第2項の認定・告示	36
第6章	労働争議の調整	37
1	取扱いの状況	37
2	新規申請の状況	37
3	終結の状況	37
第7章	公益事業労働争議の実情調査	43
第8章	個別的労使紛争に係るあっせん	45
1	取扱事件数及び終結区分別事件数の状況	45
2	新規申請の状況	45

各章に掲載した表

[概 説]

第1-1表	委員名簿	4
第1-2表	あっせん員候補者名簿	5
第1-3表	個別的労使紛争あっせん員候補者名簿	7

[労働組合の資格審査]

第2-1表	資格審査事件取扱件数	15
第2-2表	資格審査事件一覧	16

[不当労働行為事件の審査]

第3-1表	申立人別新規申立件数	18
第3-2表	労組法第7条該当号別新規申立件数	19
第3-3表	企業規模別新規申立件数	20
第3-4表	業種別新規申立件数	21
第3-5表	不当労働行為事件終結状況	22
第3-6表	平均処理日数	23
第3-7表	命令・決定事件の平均処理日数内訳	24

第3－8表	本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況	25
第3－9表	再審査事件（本県初審）一覧	26
第3－10表	行政訴訟事件（本県初審→再審査）一覧	26
第3－11表	不当労働行為事件一覧	28
〔地公労法第5条第2項の認定・告示〕		
第5－1表	認定・告示概要	36
〔労働争議の調整〕		
第6－1表	調整事件総括	38
第6－2表	調整事項別状況	39
第6－3表	組合員数別調整事件数	40
第6－4表	組合形態別調整事件数	40
第6－5表	所要日数別終結調整事件数	40
第6－6表	調整事件月別申請状況	41
第6－7表	業種別調整事件数	41
第6－8表	調整事件概要	42
〔公益事業労働争議の実情調査〕		
第7－1表	実情調査総括表	43
第7－2表	実情調査概要	44
〔個別的労使紛争に係るあっせん〕		
第8－1表	取扱事件数及び終結区分別事件数一覧	46
第8－2表	あっせん事項別新規申請事件数一覧	46
第8－3表	従業員数別新規申請事件数一覧	47
第8－4表	業種別新規申請事件数一覧	48
第8－5表	所要日数別新規申請事件数一覧	49
第8－6表	個別的労使紛争あっせん事件一覧	50

第1章 概 説

第1節 権限及び組織

1 権限

労働委員会の権限は、労働組合法（以下「労組法」という。）、労働関係調整法（以下「労調法」という。）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（以下「個別紛争法」という。）に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- （１）労働組合の資格審査を行うこと（労組法第５条、第１１条）。
- （２）不当労働行為の審査を行うこと（労組法第７条、第２７条、地公労法第４条）。
- （３）労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと（労組法第１８条）。
- （４）事務を行うために必要があると認めたときに、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場への臨検、検査を行うこと（労組法第２２条）。
- （５）争議行為発生届を受理すること（労調法第９条）。
- （６）労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと（労調法第１０条ないし第３５条、地公労法第１４条、第１５条）。
- （７）公益事業における争議行為予告通知を受理すること（労調法第３７条）。
- （８）労調法第３７条違反の審査及び処罰請求を行うこと（労調法第４２条、同法施行令第１１条）。
- （９）地方公営企業等の労働組合について、使用者の利益代表者の範囲を認定し、告示すること（地公労法第５条第２項）。
- （１０）地方公営企業等が職を新設、変更又は廃止した通知を受理すること（地公労法第５条第３項）。
- （１１）個別的労使紛争のあっせんを行うこと（個別紛争法第２０条、県実施要綱、地方自治法第１８０条の２、知事の権限に属する事務の一部を埼玉県労働委員会に委任する規則）。

2 組織

労働委員会は、労組法、労調法、地公労法が掲げる目的を達成するため、労組法第１９条及び同法施行令第１６条の規定により各都道府県に置かれ、地方自治法第１８０条の５

の規定による合議制の執行機関（行政委員会）である。

また、本県では地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受けて、個別的労使紛争のあっせんを行っている。

労働委員会は、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）をもって組織され、会長は委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。委員の任期は2年であり再任は妨げられないこととなっている。

また、労調法第10条により労働争議の解決に当たらせるため、労働委員会が学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱している。

労働委員会には、労組法第19条の12第6項の規定において準用する第19条の11第1項の規定により事務を整理するため事務局が設けられている。

事務局の組織は、労組法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、都道府県知事が定めることとされており、また、職員については、労組法第19条の11第1項、同法第19条の12第6項及び同法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が都道府県の職員を事務局長に充てるほか、県の職員のうちから、必要な職員を配置することとなっている。

（１）委員

当委員会は、使用者委員、労働者委員、公益委員のそれぞれ5名、計15名の委員により構成されているが、使用者委員は、使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、また、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、それぞれ知事によって任命されている。令和6年は、第50期委員（令和5年4月26日任命）によって運営された（第1－1表参照）。

（２）あっせん員候補者

当委員会において、あっせんを必要とする具体的労働争議が発生したときに対応するため、あらかじめ学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している。なお、あっせん員候補者の範囲について、総会の承認を受け委嘱することとしている（第1－2表参照）。

（３）個別的労使紛争あっせん員候補者

当委員会において、個別的労使紛争のあっせんを必要とする紛争が発生したときに対応するため、総会で決定した者及び学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している（第１－３表参照）。

（４）事務局

当委員会の事務局の組織、分掌事務は、埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和５４年埼玉県規則第２２号）により内部組織、所掌事務及び職制に関して必要な事項が定められている。

なお、組織は、平成１８年度に調整課及び審査課の２課体制から審査調整課の１課体制となり、事務局長のほか１２名の職員が配置されている。

第 1 - 1 表 委 員 名 簿

第 5 0 期委員（任期：令和5年4月26日～令和7年4月25日）

区 分	氏 名	現 職 等	在職期	備 考
公 益 委 員	青木 孝明	弁護士	48～	会長
	甲原 裕子	弁護士	48～	会長代理
	山下 三佐子	弁護士	49～	
	山崎 仁枝	元埼玉県県民生活部副部長	49～	
	村上 文	帝京大学法学部教授	50～	
労 働 者 委 員	近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長	47～	
	小林 健一	情報労連埼玉県協議会議長兼 N T T 労組北関東信越総支部執行委員長	49～	
	高井 哲郎	U A ゼンセン埼玉県支部支部長	49～	
	新島 善弘	埼玉県労働組合連合会議長	50～	
	今井 信博	J A M 埼玉県連会長	50～	
使 用 者 委 員	廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行理事・ 専務理事・事務局長	47～	
	町田 伸吉	町田ローソク株式会社代表取締役会長	49～	
	入野 純一	不二工業株式会社代表取締役社長	49～	
	増井 千恵子	有限会社ますいいリビングカンパニー 取締役会長	50～	
	松川 晃代	株式会社東立製作所代表取締役社長	50～	

※ 現職等は第 5 0 期委員任命時のもの。

第 1 - 2 表 あっせん員候補者名簿

令和 6 年度におけるあっせん員候補者

氏 名	経 歴 等	備 考
青木 孝明	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
甲原 裕子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
山下 三佐子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和3年度から
山崎 仁枝	埼玉県労働委員会委員 元埼玉県県民生活部副部長	令和3年度から
村上 文	埼玉県労働委員会委員 帝京大学法学部教授	令和5年度から
近藤 嘉	埼玉県労働委員会委員 自動車総連埼玉地協顧問	平成29年度から
小林 健一	埼玉県労働委員会委員 情報労連埼玉県協議会議長兼 N T T 労組北関東信越総支部執行委員長	令和3年度から
高井 哲郎	埼玉県労働委員会委員 U A ゼンセン埼玉県支部支部長	令和3年度から
新島 善弘	埼玉県労働委員会委員 埼玉県労働組合連合会議長	令和5年度から
今井 信博	埼玉県労働委員会委員 J A M 埼玉県連会長	令和5年度から
廣澤 健一	埼玉県労働委員会委員 一般社団法人埼玉県経営者協会 業務執行理事・専務理事・事務局長	平成29年度から
町田 伸吉	埼玉県労働委員会委員 町田ローソク株式会社代表取締役会長	令和3年度から
入野 純一	埼玉県労働委員会委員 不二工業株式会社代表取締役社長	令和3年度から
増井 千恵子	埼玉県労働委員会委員 有限会社ますいいリビングカンパニー 取締役会長	令和5年度から
松川 晃代	埼玉県労働委員会委員 株式会社東立製作所代表取締役社長	令和5年度から

氏 名	経 歴 等	備 考
山本 好志	埼玉県労働委員会事務局長	令和5年度から
加藤 和美	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和6年度から
根本 美貴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和5年度から
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和5年度から

※ 経歴等は令和6年度あっせん員候補者委嘱時のもの。

令和5年度におけるあっせん員候補者

(令和6年度に引き続く候補者は除く)

氏 名	経 歴 等	備 考
伊島 順子	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和4年度から

※ 経歴等は令和5年度あっせん員候補者委嘱時のもの。

第 1－3 表 個別的労使紛争あっせん員候補者名簿

令和 6 年度における個別的労使紛争あっせん員候補者

氏 名	経 歴 等	備 考
青木 孝明	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
甲原 裕子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
山下 三佐子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和3年度から
山崎 仁枝	埼玉県労働委員会委員 元埼玉県県民生活部副部長	令和3年度から
村上 文	埼玉県労働委員会委員 帝京大学法学部教授	令和5年度から
近藤 嘉	埼玉県労働委員会委員 自動車総連埼玉地協顧問	平成29年度から
小林 健一	埼玉県労働委員会委員 情報労連埼玉県協議会議長兼 N T T 労組北関東信越総支部執行委員長	令和3年度から
高井 哲郎	埼玉県労働委員会委員 U A ゼンセン埼玉県支部支部長	令和3年度から
新島 善弘	埼玉県労働委員会委員 埼玉県労働組合連合会議長	令和5年度から
今井 信博	埼玉県労働委員会委員 J A M 埼玉県連会長	令和5年度から
廣澤 健一	埼玉県労働委員会委員 一般社団法人埼玉県経営者協会 業務執行理事・専務理事・事務局長	平成29年度から
町田 伸吉	埼玉県労働委員会委員 町田ローソク株式会社代表取締役会長	令和3年度から
入野 純一	埼玉県労働委員会委員 不二工業株式会社代表取締役社長	令和3年度から
増井 千恵子	埼玉県労働委員会委員 有限会社ますいいリビングカンパニー 取締役会長	令和5年度から
松川 晃代	埼玉県労働委員会委員 株式会社東立製作所代表取締役社長	令和5年度から

氏 名	経 歴 等	備 考
伊東 弘道	元埼玉県会計管理者	令和4年度から
土屋 幸一	元サンケン電気労働組合委員長	令和3年度から
鈴木 俊昭	吉野電化工業株式会社顧問	令和4年度から
山本 好志	埼玉県労働委員会事務局長	令和5年度から
加藤 和美	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和6年度から
根本 美貴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和5年度から
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和5年度から

※ 経歴等は令和6年度個別あっせん員候補者委嘱時のもの。

令和5年度における個別的労使紛争あっせん員候補者

(令和6年度に引き続く候補者は除く)

氏 名	経 歴 等	備 考
伊島 順子	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	令和4年度から

※ 経歴等は令和5年度個別あっせん員候補者委嘱時のもの。

第2節 労働委員会の運営

労働委員会の運営は、労組法、労調法、地公労法、個別紛争法及び労働委員会規則(以下「労委規則」という。)の定めるところにより行われており、その概要は次のとおりである。

1 労働委員会の会務

労働委員会の会務は、会長が総理する。会長がその職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する（労組法第19条の9第4項、第19条の12第6項）。

2 労働委員会の会議

労働委員会の会議は、総会、公益委員会議、その他の会議に分かれており、総会は会長が招集し、委員が全員で行う会議である（労組法第21条）。また、その付議事項や議事進行等については労委規則に定められている。

公益委員会議は、労組法第24条又は地公労法第16条の2の規定により公益委員のみで行われており、会長が招集して行う。その付議事項等についても労委規則に定められている。

その他の会議としては、必要に応じて行われる調停委員会の会議、仲裁委員会の会議及び小委員会の会議があり、委員長が必要に応じて招集することとなっている（労委規則第3条、第11条）。

3 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員会議による審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており（労委規則第23条）、当労委では、通常1名の公益委員が担当している。

4 不当労働行為の審査

不当労働行為の審査等（調査、審問、和解）は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員の審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており（労委規則第37条第1項）、当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

不当労働行為の審査には、使用者委員及び労働者委員が参与することができるとされ（労組法第24条第1項ただし書）、審問に参与する委員は、あらかじめ会長（審査委員）に申し出るものとされている（労委規則第41条の6第4項）。当委員会では、通常、労働者、使用者の各側の委員各1名が参与している。

5 地公労法第5条第2項の認定・告示

地公労法第5条第2項の認定・告示は、会長が公益委員の中から1名若しくは数名の委員を選び調査を担当させることができる（労委規則第28条の2第2項）。当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

6 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）

労働争議のあっせんは、あっせん員候補者の中から会長があっせん員を指名して行う。（労調法第12条）。

当委員会では、あっせん員には、通常、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名計3名が指名される。

労働争議の調停は、会長が指名する公益、労働者、使用者の各側の労働委員会委員（労・使委員は同数）で構成される調停委員会によって行われ、当委員会では、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名で行う（労調法第19条）。

なお、当委員会においては、平成12年以降、調停委員会は開かれていない。

労働争議の仲裁は、会長が指名する3名以上の奇数の公益委員で構成される仲裁委員会によって行う（労調法第31条）。

なお、当委員会においては、平成2年以降、仲裁委員会は開かれていない。

7 事件担当職員の指名等

労働組合の資格審査及び不当労働行為の審査並びに労働争議の調整等において、会長は、それぞれ事件ごとに事務局職員の中から担当職員を指名する。担当職員は、担当事件の事務処理、実情調査、審問の要領を記録した調書の作成等の職務を遂行する（労委規則第23条、第35条、第41条の2、第41条の7、第58条、第62条の2）。

第3節 会 議

1 埼玉県労働委員会の会議

令和6年の開催状況は、次のとおりである。

(1) 総 会

総会は、労働委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、委員の全員により開かれる会議であり、原則として毎月2回、日を定めて会長が招集している。

開催回数	備 考
23 回	第 1810 回 ～ 第 1832 回

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格の決定、不当労働行為事件の命令の内容、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求、地方公営企業等における使用者の利益代表者の範囲の認定などを審議するために、公益委員のみで行う会議であり、会長が必要に応じて招集する。

開催回数	備 考
6 回	第 954 回 ～ 第 959 回

2 各種連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会が相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理の統一と調整を図るため、全国又は各地域別に開催されるものである。使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている（労委規則第86条）。

令和6年のこれらの会議等の開催状況は、次のとおりである。

(1) 全国労働委員会連絡協議会総会

回	開催期日	場 所
79	令和6年11月14～15日	東京都千代田区

(2) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催期日	場 所
令和6年11月14日	東京都千代田区

(3) 全国労働委員会会長連絡会議

開催期日	場 所
令和6年6月14日	岐阜県

(4) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

回	開催期日	場 所
152	令和6年5月27～28日	神奈川県
153	令和6年9月12～13日	新潟県

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催期日	場 所
令和6年9月13日	新潟県

(6) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

回	開催期日	場 所
91	令和6年5月27日	神奈川県
92	令和6年9月12日	新潟県

(7) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催期日	場 所
令和6年6月13日	岐阜県

(8) 14都道府県公益委員会議

開催期日	場 所
令和6年10月30～31日	北海道

(9) 14都道府県使用者委員会議

回	開催期日	場 所
38	令和6年7月5日	静岡県

(1 0) 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開催期日	場 所
令和6年8月30日	新潟県

第2章 労働組合の資格審査

令和6年における資格審査事件の取扱状況は、次のとおりである（第2－1表参照）。

今年 of 取扱件数は、令和5年からの繰越7件、新規申請3件で、合計10件であった。

新規申請事件の申請事由別の内訳は、委員推薦に伴うものが0件（前年比5件減）、不当労働行為の救済申立てに伴うものが1件（同4件減）、法人登記のためのものが1件（同増減なし）であり、総会決議によるもの（労働者供給事業）が1件（同増減なし）であった。

次に、終結件数をみると、適合決定1件、取下げ1件、打切り6件で、合計8件が終結した。

打切り6件の内訳は、不当労働行為事件の取下げに伴うものが6件となっている。（資格審査事件の取扱一覧は、第2－2表参照）。

第 2 - 1 表 資格審査事件取扱件数

区分 \ 年			令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
取扱件数	繰越		5	5	4	6	7	5.4
	新規申請	委員推薦	0	5	0	5	0	2.0
		不当労働行為	1	3	4	5	1	2.8
		法人登記	3	3	0	1	1	1.6
		総会決議 (労働者供給事業)	0	0	0	1	1	0.4
		小計	4	11	4	12	3	6.8
	計（a）		9	16	8	18	10	12.2
終結件数	適合決定		3	12	0	9	1	5.0
	不適合決定		0	0	0	0	0	0.0
	取下		0	0	0	0	1	0.2
	打切		1	0	2	2	6	2.2
	却下		0	0	0	0	0	0.0
	計（b）		4	12	2	11	8	7.4

(注) (a) - (b) は翌年に繰り越し。

第 2 - 2 表 資格審査事件一覧

事件番号	労 働 組 合 の 名 称	申 請 事 由	受 付 年月日	終 結 年月日	終結 事由	審査 委員
4- 1	一般合同労組さいたまユニオン	不当労働行為 (4-1)	4. 3. 10	6. 3. 19	打切	甲原
4- 4	埼玉県私立学校教職員組合連合	不当労働行為 (4-4)	4. 12. 16	6. 6. 3	打切	山崎
5- 6	J M I T U	不当労働行為 (5-1)	5. 4. 28	6. 1. 16	打切	村上
5- 7	J M I T U 茨城地方本部	不当労働行為 (5-1)	5. 4. 28	6. 1. 16	打切	村上
5- 8	J M I T U 茨城地方本部〇支部	不当労働行為 (5-1)	5. 4. 28	6. 1. 16	打切	村上
5-10	N労働組合	不当労働行為 (5-2)	5. 6. 5			青木
5-11	一般合同労組さいたまユニオン	不当労働行為 (5-3)	5. 6. 30	6. 7. 25	打切	山下
6-1	食品関連一般労働組合	不当労働行為 (6-1)	6. 5. 8			甲原
6-2	埼玉共生一般労働組合	法人登記	6. 7. 26	6. 9. 11	適合	村上
6-3	たすけあい労働組合	労働者供給 事業	6. 8. 20	6. 9. 25	取下	山崎

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 概 況

1 取扱件数の状況

令和6年における不当労働行為事件の取扱件数は、令和5年からの繰越5件、新規申立て1件で、合計6件であった（令和6年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、28頁以下の第3－11表参照）。

2 新規申立ての状況（第3－1表～第3－4表参照）

- （1）新規申立事件1件は、申立人別では、組合からの申立て1件であり、個人での申立て、組合及び個人での申立てはなかった。
- （2）労組法第7条該当号別では、2・3号事件が1件であった。
- （3）企業規模別では、1,000人以上の規模が1件であった。
- （4）業種別では、「複合サービス事業」が1件であった。

第 3 - 1 表 申立人別新規申立件数

年 申立人別		件数（単位：件）					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
新規申立 件数		1	2	4	3	1	2.2
申立 人別	組合	1	1	4	3	1	2.0
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	0	1	0	0	0	0.2

第3－2表 労組法第7条該当号別新規申立件数

年 区分		件 数（単位：件）					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
新規申立件数		1	2	4	3	1	2.2
大 分 類	1号関係	0	1	2	2	0	1.0
	2号関係	1	2	4	3	1	2.2
	3号関係	0	2	3	3	1	1.8
	4号関係	0	0	0	1	0	0.2
内 訳	1号	0	0	0	0	0	0.0
	2号	1	0	1	0	0	0.4
	3号	0	0	0	0	0	0.0
	4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・3号	0	1	1	1	1	0.8
	2・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3号	0	1	2	1	0	0.8
	1・3・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4号	0	0	0	1	0	0.2

（注）大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

令和5年（不）第2号事件について、4号の追加申立てがあり、令和5年の件数を修正したため、令和5年の年報とは一致しない。

参考〈不当労働行為に係る労組法第7条該当号〉

1号：不利益取扱い

2号：団体交渉拒否

3号：支配介入

4号：報復的不利益取扱い

第 3 - 3 表 企業規模別新規申立件数

年 区 分		件 数 (単位：件)					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
新規申立件数		1	2	4	3	1	2.2
企業規模別	49人以下	0	0	2	0	0	0.4
	50～99人	0	0	1	2	0	0.6
	100～499人	1	1	1	1	0	0.8
	500～999人	0	1	0	1	0	0.4
	1,000人以上	0	0	0	0	1	0.2

(注) 令和5年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第 3 - 4 表 業種別新規申立件数

分類 番号	業 種	件数（単位：件）					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
D	〈建設業〉	0	0	1	0	0	0.2
7	職別工事業（設備工事業を除く）	0	0	1	0	0	0.2
E	〈製造業〉	0	1	0	2	0	0.6
25	はん用機械器具製造業	0	0	0	2	0	0.4
31	輸送用機械器具製造業	0	1	0	0	0	0.2
H	〈運輸業、郵便業〉	0	0	0	1	0	0.2
44	道路貨物運送業	0	0	0	1	0	0.2
0	〈教育、学習支援業〉	0	1	1	0	0	0.4
81	学校教育	0	1	1	0	0	0.4
P	〈医療、福祉〉	1	0	1	0	0	0.4
83	医療業	1	0	0	0	0	0.2
85	社会保険・社会福祉・介護事業	0	0	1	0	0	0.2
Q	〈複合サービス事業〉	0	0	0	0	1	0.2
87	協同組合（他に分類されないもの）	0	0	0	0	1	0.2
R	〈サービス業（他に分類されないもの）〉	0	0	1	1	0	0.4
88	廃棄物処理業	0	0	0	1	0	0.2
92	その他の事業サービス業	0	0	1	0	0	0.2
新規申立件数		1	2	4	3	1	2.2

（注）分類番号及び業種は、日本標準産業分類（令和5年7月告示）による。

令和5年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

3 終結の状況

令和6年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は4件であり、関与和解が4件であった。

なお、令和7年への繰越件数は2件である。

第3－5表 不当労働行為事件終結状況

区分		年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
取扱件数	繰越		5	5	3	5	5	4.6
	新規申立		1	2	4	3	1	2.2
	計		6	7	7	8	6	6.8
終結件数	取下・和解	取下	0	0	1	0	0	0.2
		自主和解	0	0	0	0	0	0.0
		関与和解	1	0	0	1	4	1.2
		小計	1	0	1	1	4	1.4
	命令・決定	全部救済	0	0	0	0	0	0.0
		一部救済	0	3	0	0	0	0.6
		棄却	0	1	0	2	0	0.6
		却下	0	0	1	0	0	0.2
		小計	0	4	1	2	0	1.4
	計		1	4	2	3	4	2.8

4 審査の状況

令和6年に終結した事件（関与和解4件）の処理日数は、483日（前年平均850日）であった。

第3－6表 平均処理日数 （単位：日）

年 区分		令和2 (件数)	令和3 (件数)	令和4 (件数)	令和5 (件数)	令和6 (件数)	5年平均 (件数)
取下・和解	取下	-	-	29 (1)	-	-	29 (1)
	自主和解	-	-	-	-	-	-
	関与和解	849 (1)	-	-	781 (1)	483 (4)	594 (6)
	平均	849 (1)	-	29 (1)	781 (1)	483 (4)	513 (7)
命令・決定	全部救済	-	-	-	-	-	-
	一部救済	-	632 (3)	-	-	-	632 (3)
	棄却	-	937 (1)	-	885 (2)	-	902 (3)
	却下	-	-	439 (1)	-	-	439 (1)
	平均	-	708 (4)	439 (1)	885 (2)	-	720 (7)
総平均		849 (1)	708 (4)	234 (2)	850 (3)	483 (4)	617 (14)

令和6年に命令・決定により終結した事件はなかった。

第3－7表 命令・決定事件の平均処理日数内訳 (単位：日)

年 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
命令・決定事件数	0	4	1	2	0	
申立 ～第1回審問前日	－	458	341	688	－	507
第1回審問 ～結審前日	－	155	－	104	－	145
結審 ～命令書写し交付	－	96	98	146	－	110
平均処理日数	－	708	439	885	－	720

(注) 令和4年の1件及び令和5年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。

5 不服の申立ての状況

令和6年に交付された命令・決定はなかった。

第3－8表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
命令・ 決定書数		0	4	1	2	0	1.4
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		0	3	0	1	0	0.8
再 審 査 申 立	労働者側	0	1	0	1	0	0.4
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	2	0	0	0	0.4
行 政 訴 訟 提 起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

本県が初審である再審査事件の中労委における令和6年の状況をみると、係属件数は2件であり、このうち終結したものが1件であった。

第3－9表 再審査事件（本県初審）一覧

中労委 事件番号・事件名	初審（本県）		再審査			
	事件番号	結果	申立 年月日	申立人	終結 年月日	結果
3（不再）25 H事件	30（不）4	棄却	3.8.3	労	6.7.16	棄却
5（不再）20 M事件	元（不）2	棄却	5.6.12	労		

また、再審査命令（本県初審）に対する行政訴訟事件の状況をみると、係属件数は1件であった。組合員が東京地裁に提起したが却下されたため、東京高裁に控訴したところ、棄却された。

第3－10表 行政訴訟事件（本県初審→再審査）一覧

事件名 （埼労委 事件番号） （結果）	中央労働委員会				東京地方裁判所					東京高等裁判所				
	事件 番号	申 立 人	命令 交付 年月日	結果	事件 番号	提 起 人	提起 年月日	終結 年月日	結 果	事件 番号	提 起 人	提起 年月日	終結 年月日	結 果
Z事件 （元不3） （一部 救済）	3 （不再） 18・20	労 使	5.3.27	一部 救済 （初審 一部 変更）	5 （行ウ） 391	組 合 員	5.9.23	6.6.27	却 下	6 （行コ） 199	組 合 員	6.7.11	6.12.18	棄 却

6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和6年における審査の実効確保の措置に係る取扱いはなかった。

7 審査の期間の目標達成状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した（平成17年1月7日公益委員会議で決定）。

(2) 目標達成状況

令和6年に終結した事件は4件で、処理日数は483日であった（第3－6表参照）。
なお、終結事件のうち3件は目標期間内に終結した（第3－11表参照）。

8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和6年における証人出頭命令及び物件提出命令に係る取扱いはなかった。

第2節 不当労働行為事件の概要

第3－11表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	4 (不) 1	W事件		4. 3. 10	6. 3. 19
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン	取下げ (関与和解)	741日
		被申立人	株式会社W	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	1 2 3
2	4 (不) 4	K事件		4. 12. 16	6. 6. 3
		申立人	埼玉県私立学校教職員組合連合	取下げ (関与和解)	536 日
		被申立人	学校法人K	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	1 2 3
3	5 (不) 1	O事件		5. 4. 28	6. 1. 16
		申立人	① J M I T U ② J M I T U 茨城地方本部 ③ J M I T U 茨城地方本部O支部	取下げ (関与和解)	264 日
		被申立人	①株式会社O ②S株式会社	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	2 3

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
4	5 (不) 2	N 事件		5. 6. 5	係属中
		申立人	N労働組合		
		被申立人	N株式会社	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示 ・申立による不利益 取扱撤回	1 2 3 4
5	5 (不) 3	N 事件		5. 6. 30	6. 7. 25
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン	取下げ (関与和解)	392日
		被申立人	N株式会社	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	1 2 3
6	6 (不) 1	C 事件		6. 5. 8	係属中
		申立人	食品関連一般労働組合		
		被申立人	C 法人	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	2 3

1 W事件

令和4年（不）第1号 令和4年3月10日 申立て
(社会保険・社会福祉・介護事業) 令和6年3月19日 取下げ（関与和解）741日

申立人 一般合同労組さいたまユニオン	被申立人 株式会社W 従業員数 239名
審査委員・参与委員 (審) 甲原裕子 (労) 高井哲郎 (使) 廣澤健一	
審査経過 調査9回、審問2回、和解1回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和2年12月頃、被申立人料理長は、組合員に対し、些細なことで怒鳴ったり、大きな音を出して威嚇したりするようになった。

令和3年7月22日、被申立人は、組合員に対し、調理過程には一切手を出さず、食器、調理器具の洗浄、調理場内の清掃のみに従事することを業務指示した。

令和3年7月23日、組合員は申立人に加盟し、令和3年8月26日及び令和4年2月1日に団体交渉が行われたが、団体交渉において、被申立人は、申立人を嫌悪して回答を拒否した。

令和4年2月13日、被申立人代表者は、被申立人従業員に対し、「組合に加盟しているのか」「組合員は危険だ」などと申立人を嫌悪した発言を行った。

令和4年2月16日、組合員は、被申立人から、雇用契約終了通知書を渡された。

申立人は、被申立人に対し、就業規則の全面開示を要求したが、被申立人はこれを拒否した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

2 K事件

令和4年（不）第4号 （学校教育）	令和4年12月16日 申立て 令和6年6月3日 取下げ（関与和解）536日
申立人 埼玉県私立学校教職員組合連合	被申立人 学校法人K 従業員数 97名
審査委員・参与委員 （審）山崎仁枝 （労）金谷慶國、今井信博 （使）入野純一	
審査経過 調査8回、審問1回、和解1回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和3年4月、被申立人は、組合員に対し、恣意的評価により、令和3年度の定期昇給を凍結した。

令和3年12月16日、団体交渉が開催され、被申立人は、被申立人校長が組合員に対して行ってきたパワハラ行為を認め、謝罪をした。申立人が、このことを労働協約として書面化するよう求めたところ、被申立人は拒否した。さらに、その後、被申立人は、何の理由も示さないにもかかわらず、パワハラの事実はなかったこととした。

令和4年1月27日、団体交渉が開催され、申立人は、組合員の賞与査定の算定根拠を求めたが、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。その後の団体交渉や被申立人の回答書においても、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。

被申立人は、団体交渉において、交渉・決定権限を有する者を一度も参加させていない。

令和4年4月、被申立人は、組合員に対し、令和4年度の定期昇給を凍結した。

令和4年7月15日、申立人は、団体交渉申入れを行い、これに対し、同年7月29日、被申立人は、回答書において、団体交渉参加組合員の勤務校への情報提供を行ったり、組合員の「問題行動」を公表したりすることもある旨述べた。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

3 ○事件

令和5年（不）第1号 （はん用機械器具製造業）	令和5年4月28日 申立て 令和6年1月16日 取下げ（関与和解）264日
申立人 ① J M I T U ② J M I T U 茨城地方本部 ③ J M I T U 茨城地方本部○支部	被申立人 ① 株式会社○ ② S 株式会社 従業員数 ① 630名 ② 59名
審査委員・参与委員 （審）村上文 （労）新島善弘 （使）町田伸吉	
審査経過 調査5回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和4年12月7日、被申立人S株式会社は、申立人J M I T U 茨城地方本部○支部に対して、第二工場閉鎖について、申立人と協議することなく、一方的に通告した。さらに、同月12日、組合員を含めた正社員に対し、希望退職募集の開始を強行し、個別面談を行うことで労働組合の団結を崩そうとした。

令和4年12月13日から令和5年4月7日に至るまで、計9回の団体交渉が行われたが、被申立人S株式会社は、第二工場閉鎖に関して、具体的な説明をすることなく漠然とした説明を繰り返した。

申立人は、被申立人株式会社○に対して、第二工場閉鎖の撤回につき団体交渉を申し入れたが、被申立人株式会社○は申入れを無視し、団体交渉を拒否し続けた。

その後も、被申立人は、工場閉鎖により、組合員に退職又は遠隔地配転を強いることが、労働組合の弱体化に直結することは明らかであるにもかかわらず、弱体化を避けるための補償を一切行おうとせず、工場閉鎖を進めた。

被申立人S株式会社の行為は労働組合法第7条第2号及び同条第3号の不当労働行為、被申立人株式会社○の行為は同条第2号の不当労働行為である。

4 N事件

令和5年（不）第2号
（道路貨物運送業）

令和5年6月5日 申立て
係属中

申立人 N労働組合	被申立人 N株式会社 従業員数 105名
審査委員・参与委員 （審）青木孝明 （労）近藤嘉 （使）増井千恵子	
審査経過 調査8回、審問3回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱い
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示
- 5 申立による不利益取扱撤回

【事件の概要（申立ての概要）】

被申立人は、組合活動に係る事項について、各組合員の自宅に組合員個人宛の令和5年5月3日付け書面を送付した。

令和5年5月12日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月8日の組合活動（グループ会社代表宛団体交渉出席依頼）を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。さらに、始末書の未提出を理由に、同月19日付けで、被申立人は、組合員に対して、出勤停止を命じた。

令和5年5月29日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月27日の組合活動（会社会議開催場所（社外）でのビラ配り）を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。

令和5年6月22日、夏季一時金、自宅待機命令及び乗務制限を議題とした団体交渉が開催されたが、被申立人は、曖昧な回答に終始し、具体的な説明をしなかった。後日、被申立人は、一部の組合員に対して夏季一時金を支給し、他の組合員には支給しなかった。

令和5年9月19日に出発前の検査で呼気中アルコール濃度0.14mg/ℓを計測したこと、同年12月22日にドライバー業務に耐えられない後遺障害が残ったこと、令和6年2月16日にグループ会社が告訴した事件について書類送検されたことをそれぞれ理由として、3名の組合員を解雇した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する不当労働行為である。

5 N事件

令和5年（不）第3号 （廃棄物処理業）	令和5年6月30日 申立て 令和6年7月25日 取下げ（関与和解）392日
申立人 一般合同労組さいたまユニオン	被申立人 N株式会社 従業員数 80名
審査委員・参与委員 （審）山下三佐子 （労）小林健一 （使）廣澤健一	
審査経過 調査7回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和3年5月28日以降、被申立人は、団体交渉の場などにて、令和3年4月10日に組合員がドライブレコーダーのメモリーカードを被申立人に無断で抜き取った旨、事実と異なる主張を明確な証拠を示すことなく繰り返した上、当該組合員の懲戒処分を示唆しつつ、組合からの説明要求に応じない姿勢を取り続けた。

また、令和5年2月10日の団体交渉では、ドライブレコーダーの件について、曖昧な回答のまま終了させようとし、その後の団体交渉申入れに対して、これ以上団体交渉を行う必要はないかのような回答を行った。

これらの被申立人の対応は、他の従業員に対する見せしめや組合不加入を強制する意味を持つ。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

6 C事件

令和6年（不）第1号
（協同組合）

令和6年5月8日 申立て
係属中

申立人
食品関連一般労働組合

被申立人
C法人

従業員数 13339名

審査委員・参与委員

（審）甲原裕子

（労）高井哲郎

（使）松川晃代

審査経過

調査4回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和5年12月24日、申立人は、被申立人に対して、組合員の受傷事故に関する解決金の支払い等につき団体交渉を申し入れたが、令和6年1月9日、被申立人はこれを拒否した。

こうした団体交渉拒否は、組合の活動が無力であると思わせるものであって、組合運営への支配介入である。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

第4章 行政訴訟事件

令和6年において、当委員会が発した不当労働行為事件の命令について、使用者側又は労働者側から、あるいは双方から行政訴訟が提起されたものはなかった。

第5章 地公労法第5条第2項の認定・告示

令和6年において、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に定める使用者の利益代表者の範囲を認定・告示した取扱件数は、新規係属の1件（使用者側の認定申出によるもの1件）であった。

令和6年5月13日、さいたま市水道事業管理者から、同事業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、認定の申出があり、同年6月20日開催の第955回公益委員会議において第5-1表のとおり認定し、同月28日付け埼玉県報第527号により告示した（令和6年（認）第1号さいたま市水道事業）。

第5-1表 認定・告示概要

令和6年（認）第1号さいたま市水道事業

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
さいたま市水道局	局長、理事、部長、副理事、次長、参事、課長、所長、水道工事検査監、副参事、総合調整幹、調整幹、業務部水道総務課の課長補佐、主幹、専門幹（主幹及び専門幹は、人事、給与及び労働関係担当の者に限る。）、総務係長及び職員係長、経営企画課の課長補佐、主幹、専門幹及び経営企画係長、水道財務課の課長補佐、主幹、専門幹及び財務係長、管財課の課長補佐、主幹及び専門幹、業務部水道総務課職員係の主査

第6章 労働争議の調整

1 取扱いの状況

令和6年中に当委員会が取り扱った調整事件は、前年から繰り越したあっせん事件2件と新規に係属したあっせん事件5件の計7件であり、前年より2件増加した。その概況は第6-1表から第6-7表のとおりであり、事件の概要は第6-8表のとおりである。

2 新規申請の状況

(1) 受付件数 (第6-1表参照)

5件で、前年に比べ1件増加した。

(2) 調整の開始 (第6-1表参照)

組合からの申請が5件であった。

(3) 調整事項別 (第6-2表参照)

「団体交渉」が4件、「賃金増額」「一時金」「その他賃金に関するもの」「休日休暇」「定年制」「その他の労働条件」「解雇」「その他」が各1件であった。

(4) 組合員数別 (第6-3表参照)

組合員数49人以下が3件、50人～99人、300人～399人が各1件であった。

(5) 組合の形態別 (第6-4表参照)

企業別組合は1件、合同労組は4件であり、その加盟上部団体別では、全労連系5件であった。

(6) 終結までの所要日数別 (第6-5表参照)

20～29日が2件、30～39日・60～69日が各1件であった(係属中が1件)。

(7) 業種別 (第6-7表参照)

「D建設業」「P医療・福祉」「Q複合サービス業」「Rサービス業(他に分類されないもの)」「S公務」が各1件であった。

3 終結の状況

令和6年に取り扱った7件のうち、6件が年内に終結し、1件は翌年に繰り越した。終結状況は、解決2件、打切4件で、解決率は33.3%であった。(第6-1表参照)

第6－1表 調整事件総括

年 区 分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
受 付 件 数		5	10	3	4	5	5.4
調 整 区 分	あ っ せ ん	5	9	3	4	5	5.2
	調 停	0	1	0	0	0	0.2
	仲 裁	0	0	0	0	0	0.0
開 始 事 由	職 権 あ っ せ ん	0	0	0	0	0	0.0
	組 合 申 請	5	7	3	3	5	4.6
	使 用 者 申 請	0	3	0	1	0	0.8
	双 方 申 請	0	0	0	0	0	0.0
	個 人 申 請	0	0	0	0	0	0.0
関 係 組 合 員 数		8,782	8,569	332	36	498	3,643.4
1件当たり		1756.4	856.9	110.7	9.0	99.6	674.7

取 扱 件 数		7	12	5	5	7	7.2
終 結 件 数		5	10	4	3	6	5.6
終 結 事 由	解決		1	6	3	2	2.8
	打 切 り ・ 不 調	不 応 諾	4	0	1	0	1.8
		主 張 対 立	0	1	0	1	0.4
		調 整 案 の 拒 否	0	0	0	0	0.0
		計	4	1	1	1	2.2
	不開始		0	0	0	0	0.0
	取下げ		0	3	0	0	0.6
解決率(%)※		20.0%	85.7%	75.0%	66.7%	33.3%	56.0%
翌 年 へ 繰 越		2	2	1	2	1	1.6

※ 解決率(%)＝解決件数÷(終結件数－取下げ・不開始件数)×100

調 整 回 数		0	9	4	5	3	4.2
1件当たり		0.0	0.9	1.0	1.7	0.5	0.8
所 要 日 数		0	616	1,245	236	339	487.2
1件当たり		0.0	61.6	311.3	78.7	56.5	87.0

(注) ①「取扱件数」は、当該年の受付件数と前年からの繰越件数とを含んでいる。

②「調整回数」「所要日数」は、それぞれ「終結事件」についての処理状況を示すものである。

第6-2表 調整事項別状況

区 分 \ 年		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
受 付 件 数		5	10	3	4	5	5.4
申 請 項 目 数		12	30	14	7	12	15.0
1件当たり平均申請項目数		2.4	3.0	4.7	1.8	2.4	2.8
申 請 項 目 の 内 訳	組 合 承 認・組 合 活 動	1	0	1	0	0	0.4
	協 約 締 結・改 定	0	0	1	0	0	0.2
	協 約 の 効 力	0	2	1	0	0	0.6
	賃 金 及 び 手 当	賃 金 増 額	0	1	2	0	0.8
		一 時 金	0	1	2	1	1.0
		諸 手 当	0	1	0	0	0.2
		その他賃金に関するもの	2	3	0	0	1.2
		退 職 金・年 金	0	0	0	0	0.0
		解 雇・休 業 手 当	0	1	0	0	0.2
	給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	0	0	0	0	0.0
		休日休暇	0	0	1	0	0.4
		定年制	0	0	1	0	0.4
		その他の労働条件	0	0	1	1	0.6
	経 営 又 は 人 事	事業休廃止・事業縮小	0	0	0	0	0.0
		人 員 整 理	0	0	0	0	0.0
		配 置 転 換	0	2	0	0	0.4
		解 雇	2	2	0	1	1.2
		その他の経営人事	0	5	0	2	1.4
	福 利 厚 生	福 利 厚 生	0	0	0	0	0.0
		団 交 促 進	6	10	2	2	4.8
		そ の 他	1	2	2	0	1.2

(注) ① 本表は、申請受付の日を基準にして暦年別に集計したものである。

② 1件の申請で調整事項を2以上含むものがある。

第6－3表 組合員数別調整事件数

年 組合員数	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
1～49人	3	7	2	3	3	3.6
50～99人	0	1	0	0	1	0.4
100～199人	0	0	0	1	0	0.2
200～299人	1	0	0	0	0	0.2
300～399人	0	0	1	0	1	0.4
400～499人	0	0	0	0	0	0.0
500～999人	0	0	0	0	0	0.0
1,000人以上	1	2	0	0	0	0.6
計	5	10	3	4	5	5.4

第6－4表 組合形態別調整事件数

		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
企業別組合		1	5	2	1	1	2
合同労組	事件数	4	5	1	3	4	3.4
	構成比	80.0%	50.0%	33.3%	75.0%	80.0%	63.0%

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
連合	0	1	0	0	0	0.2
全労連	3	5	3	2	5	3.6
全労協	1	0	0	0	0	0.2
その他・無所属	1	4	0	2	0	1.4
計	5	10	3	4	5	5.4

第6－5表 所要日数別終結調整事件数

年 所要日数	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
1～9日	0	0	0	0	0	0.0
10～19日	1	1	0	0	0	0.4
20～29日	2	0	0	0	2	0.8
30～39日	0	0	1	0	1	0.4
40～49日	0	2	0	1 (1)	0	0.6
50～59日	0	2	0	0	0	0.4
60～69日	0	3	1	1	1	1.2
70～79日	0	1	0	0	0	0.2
80～89日	0	0	0	1	0	0.2
90～99日	1	0	1 (1)	0	0	0.4
100日以上	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	0	0.6
係 属 中	－	－	－	－	1	－
計	5 (1)	10 (1)	3 (1)	4 (2)	5	5.4

(注) ()内は、翌年に繰り越して終結した事件で、内数。

第6-6表 調整事件月別申請状況

申請月 \ 年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
1月	2	1	0	0	1	0.8
2月	0	2	0	0	1	0.6
3月	0	0	0	0	1	0.2
4月	0	1	0	0	0	0.2
5月	0	1	0	0	0	0.2
6月	1	0	1	1	0	0.6
7月	1	0	0	0	0	0.2
8月	0	0	0	0	1	0.2
9月	0	1	1	2	0	0.8
10月	1	2	0	0	1	0.8
11月	0	1	0	1	0	0.4
12月	0	1	1	0	0	0.4
計	5	10	3	4	5	5.4

第6-7表 業種別調整事件数

業種 \ 年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
A 農業、林業	0	0	0	0	0	0.0
B 漁業	0	0	0	0	0	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0.0
D 建設業	0	0	0	0	1	0.2
E 製造業	0	3	0	0	0	0.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0.0
G 情報通信業	0	1	0	1	0	0.4
H 運輸業、郵便業	0	0	0	1	0	0.2
I 卸売業、小売業	0	0	0	0	0	0.0
J 金融業、保険業	0	0	0	0	0	0.0
K 不動産業、物品貸付業	3	0	0	0	0	0.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0.0
M 宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0.0
O 教育、学習支援業	1	1	2	0	0	0.8
P 医療・福祉	1	4	0	1	1	1.4
Q 複合サービス事業	0	0	0	1	1	0.4
R サービス業(他に分類されないもの)	0	1	1	0	1	0.6
S 公 務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	1	0.2
T 分類不能の産業	0	0	0	0	0	0.0
合 計	5	10	3	4	5	5.4

第 6 - 8 表 調整事件概要

年	事件番号 調整区分	申請者区分 雇用形態	業種	申請年月日 終結年月日	所要日数 調整回数	従業員数 組合員数 (社内組 合員数)	調整事項	終結状況	調整員
令和 5 年 から 繰 越	5-3 あっせん	労 正規	映像・音声・ 文字情報制作業 (G)	R5.9.27 R6.2.13	140 2	160 33 (33)	1夏季一時金について誠実な 回答 2経営低迷、訴訟で敗訴した 経緯を踏まえ経営責任の明確 化 3「発行部数」に関する諸問題 の明確化 4実質在宅勤務を禁止とする 規定の見直し、撤廃	解決 (合意書 締結)	青木(公) 新島(労) 入野(使)
	5-4 あっせん	労 正規	道路貨物運送業 (H)	R5.11.28 R6.1.15	49 0	98 12 (1)	組合員の解雇に関する団体 交渉再開	打切り (会社不 応諾)	山崎(公) 小林(労) 増井(使)
令和 6 年	6-1 あっせん	労 非正規	その他の事業 サービス業(R)	R6.1.25 R6.2.19	26 0	200 14 (14)	1労働委員会あっせんに係る 2023年3月16日付合意書の合 意内容の履行 2 2023年9月26日付「2023年 度の学校校務員労働条件に 関する要求書」に掲げる重要 な要求事項の前進 3追加要求事項の前進 4誠実な交渉の促進	打切り (会社不 応諾)	山崎(公) 小林(労) 増井(使)
	6-2 あっせん	労 正規	協同組合(Q)	R6.2.8 R6.3.7	29 0	13500 40 (1)	・団体交渉の開催	打切り (会社不 応諾)	山下(公) 今井(労) 町田(使)
	6-3 あっせん	労 正規	地方公務(S)	R6.3.7 -	— 1	1648 96 (96)	1 60歳以降の高年齢職員間 に生じた給与制度矛盾の是正 を「来年度の給与改定で対応 する」と先送りしたことに対す る交渉の促進 2 会計年度任用パート職員の 60歳以降の時給引き下げの 廃止に関する交渉の促進	係属中	山崎(公) 小林(労) 増井(使)
	6-4 あっせん	労 正規	床・内装工事業(D)	R6.8.29 R6.10.29	62 1	18 1 (1)	1 元使用者が、元従業員の離 職の理由が解雇であったと認 めること 2 上記により、労働基準法第 20条に規定する解雇の予告 手当を支給すること	解決 (合意書 締結)	山下(公) 今井(労) 廣澤(使)
	6-5 あっせん	労 非正規	社会保険・社会福 祉・介護事業(P)	R6.10.25 R6.11.26	33 0	2500 347 (6)	・団体交渉の開催	打切り (会社不 応諾)	甲原(公) 近藤(労) 町田(使)

第7章 公益事業労働争議の実情調査

労委規則に基づき、令和6年に行った労働争議の実情調査は8件で、すべて公益事業にかかる労働争議であった。

実情調査を行った結果は、第7－1表及び第7－2表のとおりである。

第7－1表 実情調査総括表

区分 \ 年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	平均
取扱件数	前年からの繰越	0	0	0	0	0	0
	当年開始	13	6	10	7	8	8.8
	計	13	6	10	7	8	8.8
終結件数		13	6	10	7	7	8.6
終結事由	解決	13	6	10	7	7	8.6
	打切り	0	0	0	0	0	0
	あっせんへ移行	0	0	0	0	0	0
	調停へ移行	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0
終結時の段階	A	13	6	10	7	7	8.6
	B	0	0	0	0	0	0
	C	0	0	0	0	0	0
翌年へ繰越		0	0	0	0	1	0.2

(注) 「終結時の段階」におけるA、B、Cの区分は次による。

Aは、実情把握の上に接触を保ち交渉の推移を見守ったもの。

Bは、交渉進展に助力したもの。

Cは、交渉の仲立ちをし、争議を解決に導いたもの。

第 7 - 2 表 実情調査概要

1 予告通知に基づく実情調査

年	番号	使 用 者	事業内容	主な要求事項	定受付年月	終結事由
		労 働 組 合			終結年月日	
令和 6 年	1	医療生協さいたま生活協同組合	医療業	賃上げ、労働条件、一時金	R6.2.22	自主解決
		埼玉県民主医療機関労働組合			R6.4.10	
	2	医療法人共立医療会	医療業	賃上げ、労働条件	R6.2.22	自主解決
		共立医療会労働組合			R6.3.30	
	3	社会医療法人熊谷総合病院	医療業	賃上げ、労働条件、一時金	R6.2.22	自主解決
		熊谷総合病院労働組合			R6.8.8	
	4	株式会社アサヒエコキャリア	運輸業	労働組合の争議予告通知に対する対抗措置	R6.2.29	自主解決
		全日本建設交運一般労働組合 関東支部			R6.3.21	
	5	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	医療業	一時金、労働条件	R6.6.20	自主解決
		済生会労働組合東部地区本部 川口病院支部			R6.7.5	
	6	医療生協さいたま生活協同組合	医療業	賃上げ、労働条件、一時金	R6.10.25	自主解決
		埼玉県民主医療機関労働組合			R6.11.19	
	7	医療法人共立医療会	医療業	賃上げ、労働条件、一時金	R6.10.25	自主解決
		共立医療会労働組合			R6.12.4	
	8	社会医療法人熊谷総合病院	医療業	賃上げ、労働条件、一時金	R6.10.28	係属中
		熊谷総合病院労働組合				

2 届出に基づく実情調査

該当なし

第8章 個別的労使紛争に係るあっせん

当労働委員会では、知事からの委任を受けて、平成14年4月1日から個別的労使紛争に係るあっせんを行っている。令和6年の個別的労使紛争あっせん事件の新規申請件数は12件で、その概況は第8-1表から第8-5表のとおりであり、事件の概要は第8-6表のとおりである。

1 取扱事件数及び終結区分別事件数の状況（第8-1表参照）

個別的労使紛争あっせん事件の取扱件数は、前年繰越が2件、新規申請件数は12件であった。

終結区分別に見ると、「解決」が4件、「打ち切り」が7件、「取下げ」が1件であった。

2 新規申請の状況

（1）あっせん事項別（第8-2表参照）

雇止めや配置転換など「経営・人事」に関することが7件で最も多く、次が「職場の人間関係」で5件であった。

（2）従業員規模別（第8-3表参照）

「500人以上」が6件で最も多く、次が「300～399人」で2件であった。

（3）業種別（第8-4表参照）

「R サービス業」が4件で最も多く、次が「I 卸売・小売業」で3件であった。

（4）所要日数別（第8-5表参照）

終結10件のうち、「10～19日」と「60日以上」が各3件と多く、5件（50.0%）が29日（概ね1か月）以内であった。

第8－1表 取扱事件数及び終結区分別事件数一覧

年		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
取扱事件	前年繰越	5	3	2	2	2	2.8
	新規申請	12	17	12	12	12	13.0
取扱計		17	20	14	14	14	15.8
新規申請 内訳	労働者側申請	17	19	12	12	12	14.4
	使用者側申請	0	1	0	0	0	0.2
終結	解決	5	6	4	1	4	4.0
	打切り	7	11	7	11	7	8.6
	(うち不応諾)	(7)	(11)	(7)	(7)	(6)	(7.6)
	取下げ	2	0	1	0	1	0.8
	不開始	0	1	0	0	0	0.2
	終結計	14	18	12	12	12	13.6
	解決率	41.7	35.3	36.4	8.3	36.4	31.6
翌年繰越		3	2	2	2	2	2.2

※解決率(%)＝解決件数÷(終結件数－取下げ・不開始件数)×100

※令和5年の訴訟提起による終了1件は、打切りに含めている。

第8－2表 あっせん事項別新規申請事件数一覧

年		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
あっせん 事項	経営・人事	7	11	10	7	7	8.4
	賃金等	2	5	5	9	2	4.6
労働条件等		4	2	1	0	0	1.4
職場の人間関係		3	4	4	4	5	4.0
その他		0	0	1	0	1	0.4
計		16	22	21	20	15	18.8

(注)1件の申請で、あっせん事項を2以上含むものがあるため、申請件数と一致しない。

第8－3表 従業員数別新規申請事件数一覧

年 従業員 数	令和元	令和2	令和3	令和4	令和6	平均
1～9人	0	2	0	2	0	0.8
10～49人	4	2	6	3	1	3.2
50～99人	2	3	1	2	1	1.8
100～299人	0	4	2	1	1	1.6
300～399人	1	1	0	0	2	0.8
400～499人	0	0	1	0	1	0.4
500人以上	5	4	2	4	6	4.2
不明	0	1	0	0	0	0.2
計	12	17	12	12	12	13.0

第8－4表 業種別新規申請事件数一覧

業種 \ 年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
A 農業、林業	0	0	0	0	0	0
B 漁業	0	0	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0
D 建設業	1	1	0	1	0	0.6
E 製造業	3	3	1	3	0	2
F 電気、ガス、熱供給、水道業	0	0	0	0	0	0
G 情報通信業	0	0	0	0	0	0
H 運輸業、郵便業	0	2	2	0	2	1.2
I 卸売・小売業	1	3	1	1	3	1.8
J 金融業・保険業	1	1	0	0	1	0.6
K 不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	1	0.2
M 宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	1	0	0.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	1	0	3	2	0	1.2
O 教育、学習支援業	0	0	1	1	0	0.4
P 医療、福祉	2	3	1	0	1	1.4
Q 複合サービス事業	1	0	0	0	0	0.2
R サービス業(他に類されないもの)	2	4	3	3	4	3.2
S 公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0
T 分類不能の産業	0	0	0	0	0	0
計	12	17	12	12	12	13

第8－5表 所要日数別新規申請事件数一覧

年 日数	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
1～9日	0	4	2	2	1	1.8
10～19日	3	3(1)	0	3	3	2.4
20～29日	0	4	4(1)	1	1	2
30～39日	2	2(1)	0	1(1)	0	0.8
40～49日	1(1)	2	2	1	0	1.2
50～59日	1	0	1(1)	1	2	1.0
60日以上	5(2)	2	3	3(1)	3	3
係属中	－	－	－	－	2	－
計	12(3)	17(2)	12(2)	12(2)	12	13.0

(注) ()内は、翌年に繰り越して終結した事件で、内数。

第 8 - 6 表 個別的労使紛争あっせん事件一覧

年	事件 番号	申請者 区分 雇用 形態	業 種 (従業員数)	申請日 終結日	あっせん事項	終結 状況	あっ せん 員	備考
				所要日数 あっせん回数				
令和 5 年 から繰り越し	R5-11	労 非正規	サービス業 (500人)	令和5年12月8日	①賠償金の支払	打切り (不応諾)	伊 東 土 屋 鈴 木	
				令和6年1月12日				
				36 0				
	R5-12	労 非正規	宿泊業・飲食サービス業 (3人)	令和5年12月28日	①解雇予告手当の支払 ②未払賃金の支払 ③慰謝料の支払	解決 (合意書締結)	伊 東 土 屋 鈴 木	
				令和6年2月28日				
				63 1				
令和 6 年	R6-1	労 正規	医療, 福祉 (352人)	令和6年1月31日	①治療費の請求 ②異動の希望	取下げ	伊 東 土 屋 鈴 木	
				令和6年2月13日				
				14 0				
	R6-2	労 非正規	サービス業 (418人)	令和6年2月9日	①慰謝料の支払 ②雇止め理由の説明	打切り (不応諾)	伊 東 土 屋 鈴 木	労働局 あっせん 不調案件
				令和6年2月22日				
				14 0				
	R6-3	労 非正規	学術研究, 専門・技術サービス業 (230人)	令和6年3月1日	①雇止めの撤回	解決 (合意書締結)	伊 東 土 屋 鈴 木	
				令和6年4月24日				
				55 1				
	R6-4	労 非正規	運輸業, 郵便業 (710人)	令和6年3月18日	①勤務日数・時間、給与について、採用面接時の説明内容と実際とで相違する部分に対する金銭補償	打切り (不応諾)	伊 東 土 屋 鈴 木	
				令和6年5月7日				
				51 0				
	R6-5	労 正規	その他の事業サービス業 (350人)	令和6年4月12日	①解雇の撤回、解雇理由の説明	解決 (合意書締結)	伊 東 土 屋 町 田	
				令和6年7月23日				
				103 1				

第 8 - 6 表 個別的労使紛争あつせん事件一覧

年	事件 番号	申請者 区分 雇用 形態	業 種 (従業員数)	申請日 終結日	あつせん事項	終結 状況	あつせ ん 員	備考
				所要日数 あつせん回数				
令和 6 年	R6-6	労 非正規	サービス業 (3,772人)	令和6年4月25日	①解雇の撤回、それが 難しいなら補償金の支払	打切り (不応諾)	伊 東 土 屋 鈴 木	労働局 あつせん 不調案件
				令和6年5月9日				
				15 0				
	R6-7	労 非正規	卸売業、小 売業 (20,795人)	令和6年5月14日	①休業損害及び慰謝料 の支払	打切り (主張対立)	伊 東 土 屋 鈴 木	
				令和6年7月30日				
				78 1				
	R6-8	労 非正規	サービス業 (1,135人)	令和6年7月31日	①パワハラによる退職に ついて受けた精神的苦 痛及び経済的損害に対 する賠償金の支払	解決 (合意書締結)	伊 東 土 屋 鈴 木	労働局 あつせん 不調案件
				令和6年10月4日				
				66 1				
	R6-9	労 正規	卸売業、小 売業 (86人)	令和6年7月31日	①2024年7月支給の賞 与の50%減額の撤回	打切り (不応諾)	伊 東 土 屋 鈴 木	
				令和6年8月8日				
				9 0				
	R6-10	労 非正規	卸売業、小 売業 (2,893人)	令和6年8月13日	①慰謝料の支払	打切り (不応諾)	伊 東 土 屋 鈴 木	労働局 あつせん 不調案件
				令和6年9月5日				
				24 0				
	R6-11	労 正規	運輸業、郵 便業 (11人)	令和6年11月28日	①解雇撤回	係属中	伊 東 土 屋 鈴 木	
				-				
				-				
	R6-12	労 非正規	金融業・保 険業 (3,454人)	令和6年12月18日	①会社発出文書「今後 の業務における依頼事 項」(仕事に対する行動 や言動に対する依頼)の 撤回	係属中	伊 東 土 屋 鈴 木	
				-				
				-				
				-				